

## 県営繕課と電業協会との意見交換会議事録（令和3年度）

- 1 日 時 令和3年11月5日（金）13時30分～
- 2 開催方法 WEB形式（Zoomを使用）による
- 3 出席者

### 鳥取県（10名）

会計管理局	工事検査課			
	検査専門員	原	雅	人
総務部	営繕課			
	課長	下田	悟	
	参事	山下	哲也	
	課長補佐	細田	尚志	
	課長補佐	岩村	英明	
	課長補佐	松田	秀和	
	課長補佐	神谷	朋之	
	課長補佐	野田	雅寿	
	課長補佐	清水	裕詞	
	係長	瀬戸	邦彦	

### 一般社団法人 鳥取県電業協会（5名）

副会長（東部支部長）	山本	淳
副会長（中部支部長）	寺地	建
副会長（西部支部長）	濱田	修
中部副支部長	杉山	広義
事務局長	太田垣	順

## 4 挨拶

（濱田副会長）本日はお忙しい中、工事検査課及び営繕課の皆様には時間を割いていただきありがとうございます。

コロナ禍ということでオンラインでの開催となりましたが、今年もこの意見交換会をすることによってお互いにメリットが出るように、来年、次の年へといい形にしていければと思いますので、本日はよろしくお願ひします。

（下田課長）電業協会の皆様には日頃より営繕工事の執行にご協力いただきましてありがとうございます。先月20日に工事担当者との意見交換会をさせていただき、非常に活発な意見交換を行わせていただき、有意義な会になったと思います。これに負けずに役員さんとも意見交換が出来たらと思います。現在営繕課では来年度の予算要求作業

を行っていきまして、今年度の予算は電気工事が9億円くらいになると思っておりますが、来年度の予算確保に向けて頑張っているところです。引き続き発注の平準化と格付け毎の発注バランスにも注意しながら工事を発注させていただきたいと考えていますのでよろしくお願い申し上げます。本日はお忙しい中意見交換会に参加していただきありがとうございます。

## 5 意見交換

### 【概要】

電業協会から事前に提出した「意見、要望」について議論した。

結論の出ないもの、最終決着しなかったものもあるが、要点のみ記載した。

#### (1) 工事書類の簡素化に関する工事検査課との認識共有について

営繕課におかれては、近年、工事書類の簡素化の推進にご理解をいただき、色々取り組みをしていただいているところではありますが、一方でこのことについては、工事検査課にも同様の認識、情報を共有していただかないと実際の実現は難しいものです。もちろん、認識や情報を共有されているとは思いますが、担当の検査員の方が代わったタイミングなどで、意識としてどの程度共有されているのか疑問に思うこともあります。

我々施工業者において工事点数は、今後の入札条件にも影響する大事なものであるため、良い点数を取りたいのですが、検査員によって、多少は個人の考えの違いがあるとしても、あからさまに工事書類への要求事項が違ったり、必要以上の詳細な書類が多いほど高い点数に繋がるとなると、施工管理する者の負担が増えますし、また、検査で説明するのにどういった書類を作ったり、どういう形で施工管理の記録を残しておけば良いかというようなことを考えるのに、時間と手間を費やすということも現場担当者から聞きます。逆に県のほうから書式のフォーマットをもっと細かく提示していただくことも、負担軽減に繋がると思いますが、そういったことも含めて、今一度、工事書類の簡素化を共通の課題として認識していただきたく思います。

#### (協会) 意見提出者 (意見要望事項 要旨説明)

これから人材不足で技術者もどんどん減っていく時代だと思うので、よろしくお願ひしたい。

#### (県) 工事検査課

日々の工事施工に伴って作成していただいている工事書類については、各協会と営繕課によって工事書類の簡素化ということに努力していただいている、工事検査課としてもその取り組み内容に沿った検査に心がけているところである。

ご指摘のあった検査専門員の異動時の認識の違いとか検査情報の伝達ということについては、検査員の異動時の異動マニュアル等によって、引継ぎで単

なる口頭で伝えるのではなく見える化をすることによって工事書類の簡素化に向けた取組みが後退することのないように努めていきたいと考えている。

工事書類の要望事項についてであるが、工事検査は鳥取県検査規程第7条に基づき鳥取県建設工事検査基準に従って行っている。検査の内容及び方法は契約図書である契約書、仕様書、図面、その他の関係資料によるが、契約図書に基づき施工の体制、施工の状況、出来形、品質及び出来栄えについて適否を判断させていただいている。その方法は施工状況、各種記録（写真も含む）と契約図書等を対比することで行っている。出来形と品質についてどのような内容になるかは、鳥取県建設工事検査基準第3の別表2の3、3の2に記載されている。

参考までに、出来形検査は材料の規格、寸法、長さ、数量、位置、勾配、高さ、厚さ、支持間隔等を観察による確認や主要箇所の寸法の実測によって行っている。品質検査は機材については機器及び材料の材質、形状、寸法、構造、機能等が設計図書と対比して適切であるかを確認している。性能については施工時及び完成時の検査、諸試験の状況が設計図書の対比して適正であるかを確認している。

このように、施工管理記録、観察及び運転操作を検査して、場合によっては実測しているのが検査の内容である。従って工事図書並びに標準仕様書に基づかない資料の要求は、基本的に工事検査課としてはしていないので、受注者が品質確保のために特段資料に工夫するという以外では、検査の説明のための新たな資料を作成していただく必要はない。

なお、説明資料の作成の必要性の内容で不明な点があれば検査時に質問いただくなり、事前に発注者に工事関係資料として作成することが必要な資料かどうか確認していただくということで、今後の資料の簡素化に繋がっていくと思う。

(県) 営繕課

施工管理記録等のフォーマットについて、先日の工事担当者の意見交換会において、工事書類、主に出来形管理等の書類、様式については県側からの管理項目の例などを示してほしいという意見もあったが、その意見交換の中ではひとまず協会内で様式等を統一するかの検討や調整を行ったうえで、再度県側に意見交換を行うということになっている。

(協会) 意見提出者

出来形管理の話は結構聞いているので、そこは標準化しにくいかもしれないが、何とか共通のものが出来れば楽になると思う。先ほど言われていた検査員の交代時の引継ぎはきっちりしていただいて、なるべく同じ認識で簡素化をお願いしたい。

(県) 営繕課

質問だが、施工管理の記録をどう残していけばよいか、どう説明していけばよいかという観点で書類を作成されていると思うが、具体的に例えばこういう施工をした時のどこが施工の要点で、どうやって注意して、どうやって記録を残したいので、そういう記録のフォーマットが欲しいとか、具体的なものはあるか。

(協会) 意見提出者

具体的なことは再度工事担当者の意見を集めないと言えないが、言われると  
おり具体的な話がないと検討しようにも出来ないと思うので、意見を集約して  
こういう書式があったらいいとかをあげさせていただきたい。

(県) 営繕課

前回の工事担当者との意見交換会で出された話に戻っていくが、一回県から  
も回答したがどういったものが県の書式の中で足りないと思われるか意見交  
換しながら詰めていかなければ何を求められているのかわからない。

具体的にイメージが湧いてこないのとお互いもっと深いところで現場担当  
者のレベルで話し合っていたほうがよいと思うがどうか。

(協会) 意見提出者

細かいことは役員よりも現場の担当者とお話していただいたほうがいい  
かもしれない。具体的なものは、例えば工事担当者と役員の意見交換会をど  
ちらが先にしたほうがよいか、もしかしたら役員のほうを先にしたほうがよ  
かったかもしれないし、そういうことも踏まえて詰めた内容を来年度以降に  
させていただければと思うのでよろしく願いたい。

(県) 営繕課

承知した。

(協会) 工事書類の簡素化に関連して、河北団地改善工事でネットによる書類の簡  
素化(情報共有システム)を初めて採用するが、電気設備工事しか実施しな  
いと聞いていて、採用は任意なので県の方から調整は出来ないと思うが、お  
互いメリットがあると思う。これについて営繕課はどういった取組み・指導  
を考えているか。

(県) 営繕課

今年度から250万円以上の工事については、クラウド上で工事書類をやり  
とりする情報共有システムを希望する施工者は採用してもよいということに  
している。

県としてもどんどん取組みを進めていきたいところだが、希望がなければ  
採用できないことになっているので、各部局の発注の担当者(監督員)にも  
情報共有システムを採用していただくように勧めてくださいとお願いしてい  
るが、なかなか件数自体が上がってこないのが実情である。

一回作って見たら便利だという意見を聞いているので、少しずつ経験者を  
増やしていったらどんどん広がっていくしかないと考えている。業界内でもいい  
ものだから使ってはと声をかけていただくとありがたい。

(協会) 情報共有システムの採用は任意なので県の方から強制は出来ないと思う

が、普及し始めるとシステムの経費は県の金額に含まれるのか、それとも受  
注者で負担ということになるのか。

(県) 営繕課 担当係長

積算上は共通費の率計上の中に含まれていることになる。メーカーにもよる  
が月額12,000円程度費用がかかるが、それも共通費に含まれると考えて  
いるので個別に積み上げることは考えていない。

(協会) 了解した。

(県) 営繕課

工事担当者との意見交換会で、情報共有システムは非常にスムーズにやりとりが出来るし、いちいち監督員の所に行くこともなくなったという体験話があった。国の工事で使っていると言っていたが良いものだと思うと話していた。

河北団地で使われたら、電業だけでなく建築や管にも良いものだと広めてもらえたらありがたい。

(協会) まだ前期なので書類は少ないが、これから書類が多くなっても県に出向くことが少なくなると思うので、安全協議会等の場でアピールしたい。

## (2) 県の各種施設よりの依頼について

電気保安会社及び保安者よりの指摘について、施設より修理依頼の前調査等の労務の経費は、請求してもいいですか。

(協会) 意見提出者 (意見要望事項 要旨説明)

各施設、市町村も一緒だと思うが、初めに全停電や部分停電があった時に、高圧だと保安協会や電気主任技術者が行って仮復旧をしてから、我々工事業者に修繕依頼があり、電気主任技術者はそこで業務終了で今度は工事業者が再度確認してすぐ終了すればよいが、そうでない場合に物品がからんだ場合は請求させてもらっている。しかし作業員や役員が行ってすぐ直ってしまった場合の経費(人件費)は今までサービスで請求しない場合もあったが、会社としては損益になるので、正式に請求してもよいか伺いたい。

(県) 営繕課

この質問は、電気保安協会から絶縁が悪い、ケーブルの損傷がある、耐用年数が経過している等の指摘があった場合、不具合箇所があるので保安協会ではなくてつきあいのある電気工事業者に調査とか修理依頼される場合だと思う。

先ほどの説明では現地に行っているいろいろ調べて直ったこともあるということだったが、施設から修理依頼を受けた時に、どこか悪いということで絶縁を測定したり、機器を使って原因を調査する場合には費用がかかると考えているので、施設から依頼があった時には、調査は必要で、それには費用がかかるということを伝えていただいて、施設から正式に依頼があってから対応していただければよいと思う。単純に部品だけの取り替えでよく調査が必要ないのであれば、その分の見積書であればこれまでと同じということに対応できる範囲でしていただければと考えている。

(協会) 意見提出者

依頼を受けてから対応してほしいと言われるが、何か所か電気が来なかったら施設としての機能を損なってしまい、それに対してこれだけ費用がかかるので見積りを出させてほしいというと1、2日のブランクが出てしまう。

そのことは現場サイドの考えか、県の考え方なのか。

(県) 営繕課

それは県の考え方である。現場でそれが緊急であってそこを直さないと電気が来ないということであれば、それは緊急執行でしかないので、当然調査費も含めて事後に随契で支払うことは可能である。電気が来なければ大変な事になる。

直接直す場合もあるし、調査が必要になる時に例えば仮設の発電機で冷蔵庫だけ生かしてというようなお願いになるかもしれないし、ケースバイケースだと考えている。

質問の内容はタイムラグがある話だと思って回答しているので、緊急時の際は緊急時の考え方をしていかなないと、県のルールに従っているとなかなか直らなくなるので、ケースにより依頼がある時は方向性を考えないといけないと思う。

(協会) 意見提出者

常時使用する場合と、何日かブランクを空けてもいい場合があると思う。一日千円、二千円のものに請求書を出していたら経費の無駄になるかもしれない。その辺はある程度経営者がなしという形で日報・伝票をセーブしてしまう。

また、空調関係、給食機器関係でよくあるのは、機器は設備、電気は電源工事という責任区分の中で、機器が動作しない場合に機器が原因とは思わず、電気が原因だと考えて、施設より連絡があり行ってみたら、電気は機器の一次側までは来ているのでそのまま帰ってしまうことがある。材料を納入してないようなちょっとした内容も含まれているので、電気としては求めてないものに修繕した割に時間がかかったとしたら、例えば人件費と経費で5千円かかったとしても請求することが難しい。長い付き合いをしていこうと思うと判断が難しい。

(県) 営繕課

判断が難しい。通常は出入りの業者であればサービスでということもあるが、取り引きのない施設に一見的に何かあったので来てみて、電気が原因でないとわかれば調査費をお願いするという判断かと思う。他の協会出席者はどう考えるか。

(協会) 意見提出者以外の出席者

ケースバイケースである。(出席者共通)

- ・工事中という関係であれば速やかに動く。  
全く関係ないところであれば、出入りの業者にお願いしてもらう。
- ・突然話が出てきたら払えないというところもあるが、必要な分は担当者と相談して動く。
- ・例えばコンセントの修繕で、近距離で5～10分程度ですぐ原因がわかる場合は請求しない。1時間くらいかかったら、30分でも請求するかもしれない。少し前の例だが、あまり取引がない施設からコンセントに電気がきてないと電話があり、行って調べると分かりにくいところにブレーカがあってそれが落ちているだけだったが、お金はいただいた。

(県) 営繕課

時間がかからなくてブレーカを上げて終わりなら請求は難しいと思うが、何かしら作業に時間がかかるようであれば、施設の人には時間がかかるし調査費がかかるという話をざっくばらんにしてはどうか。

(協会) 意見提出者

ざっくばらんに腹を割って、初めから基本料金がかかると言っておいたほうよいか。

(県) 営繕課

お金がかかるかもしれないとか匂わせておいたほうがいいのかと思う。  
ケースバイケースではあるが。

**(3) 改修工事における施工の制約条件による予算の割増について**

改修工事による施設利用者からの要望のため、休日・夜間作業を行う場合があります。その際の割り増し分を設計変更の対象として頂きたいです。

改修工事と新設工事とでは改修工事の方が経費率は高いですが、休日夜間作業といった制約の内容によっては割り増し分が多く経費での吸収ができません。これにより予算の圧迫となります。積算マニュアルには施工の制約条件による割増を積算に反映するようになっていますが、設計変更の対象にならない場合が多いことが実情です。

(協会) 意見提出者 (意見要望事項 要旨説明)

(県) 営繕課

営繕工事における時間外割増の規定については、鳥取県のホームページにある営繕課のページに掲載されている「鳥取県公共建築工事積算基準」(※令和3年4月改定)の中で、時間外や休日についての労働単価に関する項目が明記されている。この中では「時間外及び深夜の労働」と「休日の労働」とが分けて明記されている。

時間外及び深夜の労働については、「施工時期・施工時間が制限され、割増賃金を見込む必要が設計図書に明示された場合」が割増の条件となっている。休日の労働については、「緊急時等、やむを得ず法定休日に作業を行い、割増賃金を見込む必要が設計図書に明示された場合」が割増の条件となっており、「緊急時等、やむを得ない場合に該当しない法定休日に作業を行い、別の日を振替休日とした場合は適用しない」ことが明記されている。

営繕工事では、平日は事務所を使っているため休日に工事をお願いしたいということがよくある。月4回ある法定休日に作業を行い、別の日を振替休日とした場合、積算上は割増を見ないということになっているが、要は振替をしてもらいたいというのがこの趣旨となっているのでご理解いただきたい。

時間外については、最近の例でとりぎん文化会館のアトリウムで防水改修工事をしたが、夜間にやってほしいということで夜間に作業をした。これは設計変更であり、この場合割増賃金が発生する。休日の労働についても、緊急性が

あり急遽休日作業が必要になった場合等は当然割増される。個々の状況に応じて監督員なり担当者と協議してもらえたらと思っている。

(協会) 意見提出者

積算基準を確認していなかったところもある。更新情報を適時見て、相談していく形にしていこうと思う。

(県) 営繕課

そうしてもらえると助かる。

(協会) 休日でも緊急時は割増が発生するということだが、意見・要望にあるような「施設からの要望」があっただけでは割増が発生しないということになる。そのような場合、極端な話、業者は工事を断ってもいいのか。

(県) 営繕課

それは例えば、施設側に緊急でこの週末直してほしいと言われた場合ということか。

(協会) 文面では「緊急時」の定義が分かりにくい。施設の都合で休日等に直してほしいと言われた場合、それは緊急時に当てはまるのか。

(県) 営繕課

例えばエアコン工事等を、平日ではなく週末だけ作業してほしいと発注した場合、週末を指定しているが平日の作業が制限されている関係上、振替は取れると理解している。

ただ、例えば揚水ポンプ等が急に壊れてこの週末までになんとかしてもらいたいという場合、これは緊急時に該当し、設計変更するなかで割増を見るべきだと個人的には思っている。

要は基準法のルールとして、「振替」の場合には時間外手当は発生せず、緊急性があって休日に作業した場合の休みは「代休」として扱われ、時間外手当が発生するという考え方である。

(協会) 言われることは分かるが、会社によってはそれが出来ない場合がある。その時に割増が発生しないとなると業者損失になる。我々のようなところには答えがない。5日間有休を取りなさいと言っても、取りたくない人もいる。週末出たから休みを取れというのも強制できない。極端に言えば、割増を払ってでも仕事をしてもらうしかない。

(県) 営繕課

仰ることはとてもよく分かる。

隔週土曜日を勤務にしているような会社は、変動労働制で週の平均労働時間が40時間になるよう調整するなどして基準を満たしているのだと思う。厳しい状況だと思うが、土日出勤して平日も全部仕事をするというスタイルにならないよう、休みを確保することに努めてもらうというのが基準の趣旨であることを理解していただきたい。

(協会) いまの働き方改革によって県の工事期間は伸びたと思うが、いま言ったようなことを加味した工期なのかという疑問符が残る。

働きたい人はいくらでもいる。逆に働きたくない人、いまのままの給料でいいという人もいる。その中で週40時間(最大45時間)というのを義務



的に守るようにしているが、難しい面も多々ある。言われることは重々分かっているが、なにかもう少しできたらなと感じており、できるだけ速やかな対応をお願いしたいと思っている。

(県) 営繕課

思いはとても伝わった。

先程エアコン工事の話が例に出たが、土日しか作業できないという時、土日単位の予定を入れていたが施設側から今度の土日に使いたいという急な要望が入った場合、工期が延びていくことになると思う。これは発注者側の責によるものなので、工期変更ということもあり得る。土日の深夜にやってほしいという話になれば深夜割増が適用されるし、工期が延びることになれば諸経費の見方が変わり、割増を見ることができる。

どれくらい工期に余裕があるのかによって変わってくるのでケースバイケースだが、余裕がない場合、間に合わなくなるので割増してでも夜間にしてもらうという形になるし、完成時期に区切りがない場合は工期を延ばせる可能性がある。そこは監督員に相談してもらえればと個人的には考えている。

(協会) いまの話で言えば、引渡しの日までに施設の方から延期され、工期延長をして引渡し日がずれ込むような場合、業者との話し合いの中で、1週間延ばして工期が3日、4日ずれるけどいいだろうという考え方もできる。そのところ、課長ご自身はどれくらいの日数なら許容できると考えているのかお聞きしたい。

(県) 営繕課

基本的に工期は工期なので、それは守る必要がある。1日、2日なら延ばしてもいいという考え方は我々としては持っていない。施設側の都合が必要があって延ばすのなら、それが例え1日でも契約変更すべきだと思う。

例えば工期の翌日から使うという状態のなかで工程調整ができず、夜間にやるしかないという場合は割増を見る。

昔のような「ええが」という風潮は時代にそぐわないのでやめようというのが考え方だ。

(協会) 夜間の仕事というのは近隣住民への配慮もあり、いまはできなくなっている。それを踏まえると、書類上で工期を延ばしていくしかないのだろうか？

(県) 営繕課

そう思う。

(協会) 今後とも協議をお願いしたい。

## 6 県営繕課からの議題

(1) インターンシップと資格取得補助金について

(県) 営繕課 議題提出者

協議というかお願い事。自分はインターンシップと資格取得補助金の担当なのだが、去年と今年はコロナの影響で学校側が自粛しており、インターンシップの活用が一昨年の7割程度に留まった。今年でコロナ禍の収束が見込

まれるので、来年は増えると期待している。

インターンシップは通常3日間行われ、生徒から大変勉強になったという感想が研修日誌を通じて届いている。「社長の話にウルッときた」と書いている生徒もいて、こちらも感動させられる。生徒にとっては社会に踏み出す一歩となっており、人材育成として非常にいい事業だと思っている。1日当たり9,000円というわずかな補助金で、基本的に学校側からの依頼を通じて行われるので事業者の方からやらしてほしいとは言いにくいと思うが、是非活用してもらいたい。

資格取得に関しては、試験会場が岡山や広島であることが多く、今年はコロナ禍で緊急事態宣言が発令されていた関係もあって、受験自体を取りやめるという会社もあり、補助金の活用が進んでいないと感じた。是非活用してもらいたい。

いまは紙ではなく、電子申請が便利。電子申請だと封筒、切手、押印が不要ですぐ申請できる。実績報告もできるので、是非活用してもらいたい。

(協会) 中部支部では12月2日、電気科の生徒23名に、3日間のインターンシップについて、就業体験という形で研修を行う。

7月頃に今年はインターンシップをやらないという学校とのやり取りがあったが、就業体験という形でしてくれるということで、今年は生徒28名が中部地区の電業協会と中国電力、保安協会に一時体験に行くということである。

学生としても3日間、社会に揉まれるというのはいい体験だと思う。別にお金が欲しくてやっているわけではなく、いい取り組みだと思うし、学生が社会に出た時に協会の会社に来てくれるルール等も引けるので、今後ともよろしくお願ひしたい。

あと、資格の補助金というのはどういったものがあるか、県のホームページに出ているのか？

(県) 営繕課 議題提出者

ネット申請で簡単にできるので、是非活用してもらいたい。窓口はすべて同じ。ネットで手続というのがホームページにあり、そこから簡単に申請できる。

(協会) 資格とはどんなものがあるのだろうか？

(県) 営繕課

配置技術者、特に主任技術者の資格を取得してもらい、業界に根付いてもらおうというのが補助金の趣旨。電気の場合は一級電気工事施工管理技士が対象。

補助金に関しては、試験を受けるというのが条件で、受験するための講習を受ける会社に、上限30,000円までで経費の一部を補助している。2回まで申請が可能。是非活用してもらいたい。

(協会) 詳細についてはネットで見たいと思う。

(県) 営繕課

あと条件として40歳までの年齢制限がある。

若手工事士の資格をグレードアップしようというのが大きな趣旨なので、そこはご容赦いただきたい。

(2) キャリアアップシステムについて

(県) 営繕課 議題提出者

キャリアアップシステムの活用について聞きたい。

キャリアアップシステムについては昨年度辺りから国の方でも本腰を入れて利用促進に乗り出しており、県レベルでも他県では入札制度や工事成績評定への活用を進めている。鳥取県としても何かしら考えていく必要があると思っているのだが、コロナ禍で業界の状況や考えをあまり聞けていない。いい機会なので入札制度や工事成績評定への活用を進める上での問題点等があれば聞きたい。

昨年度はまだあまり普及していないから難しいのではないのかという声が多かったと記憶している。1年経って何かしら進んでいるという意見があれば聞きたい。(※意見なし)

国の工事を行っているような会社なら取り組みが進んでいるのではないかと思ったのだが、あまり変化はないのだろうか。

(協会) 各社それぞれの考え方があると思うが、当社の場合はまだ踏み込んだところまで話していない。

(県) 営繕課 議題提出者

あまりメリットが感じられないのだろうか？

(協会) 件数が少ないのでメリット・デメリットがまだ分からない。

電気だけでなく、他業界や営繕関係の仕事の分類ではどうなっているのだろうか？

(県) 営繕課

他の業界との意見交換会の場がまだ設けられていない状況。今回の電業協会との意見交換会がいいタイミングだと思って聞いてみた。機会があればこの年度末にかけて、他業界の意見も聞いてみたいと思っている。

キャリアアップシステムは国が主導して進めているシステムで、評価の仕方について全国的な状況を見ると、総合評価方式の評価点に入れる県と工事成績の評価点の加点にしている県の2パターンがある。

今後導入する時、いろいろな業界の意見を聞かなくてはならないが、電業協会ではどちらがいいと考えるのか、そろそろ協会のなかでも意見交換なり情報共有なりをしてもらえたらと考えている。

総合評価は経営事項審査の中に入っており、県土整備部が行う経審の内容にもキャリアアップシステムが組み込まれている。言ってしまうとダブル評価になってしまう部分もあるのかなと思う。以前、キャリアアップシステムに登録したがために、都会の工事業者に引っ張られてしまったという意見が他業界であった。それが現実的に鳥取県の業界のなかで起こるかは知る由もないが、そういったことを踏まえた上で、協会の中で話をして情報共有しておいてもらいたい。そろそろ話を出していかないとならない

案件だと思っている。

来年になれば県の方でも、もう少し議論の温度が上がっていると思う。

(協会) キャリアアップシステムはCPDとは別のものか？

(県) 営繕課

別のものである。

(協会) 当社ではキャリアアップシステムは取っていない。他の中国地方の県ではこういった状況になっているのか？ 都会の方で勝手に行われているイメージがある。

(県) 営繕課

聞き取ってはいないが、営繕工事に関しては、今年の段階ではまだまだこれからという状況だった。

(協会) 登録して、カードか何かで現場ごとに運用していくシステムだと認識している。

(県) 営繕課

管理者IDを取得して、カードリーダーを設置するというものである。

(協会) 中国支部ではあまり普及していないと聞く。

(県) 営繕課

意外と四国は使っている。

(協会) 県内は、電気ではほとんど普及していないと思う。

(県) 営繕課

何かしら動きが出そうなので、考えておいてもらいたい。

また相談させてもらうこともあると思うのでよろしくお願ひしたい。

(協会) 事務局にはいまの話をもとめて資料にまとめて会員に情報提供してもらいたい。

(協会) キャリアアップシステムが何なのか分かっていない会社が多いと思う。以前に概要を送ったことがあるが、目を通されていないと感じる。分かりやすくしたものを送ってPRしていこうと思う。

### (3) 資材の値上がりと納期の遅れについて

(県) 営繕課 議題提出者

以前の意見交換会で東部支部から、警察の信号工事の話が出ていた。機器の卸単価が高くてなかなか工事に向かえないということだったが、最近の建設工業新聞の記事を見ると、落札率は約92%で東部の信号等を落としていた。

以前のような卸価格が高いという話は影を潜めたのだろうか？

(協会) あまり改善されているようには思えない。シグナル電子さんが機器を購入する以外になく、案件が少ないから信号にいったのだと思う。

(県) 営繕課 議題提出者

発注時期はずらしていると聞いていたが、機器の方が気になって伺った。

(協会) 電線、鋼材、照明器具、換気扇等々、資材がいま非常に値上がりしている(2割程度)。ガソリン代も含めてすべてが高騰している。今後はその辺りを考慮して、設計に反映してもらいたい。

(県) 営繕課 議題提出者

電線類、電線管類、燃料、換気扇、照明器具等、資材の価格が上昇していることは承知している。単価改定の際には最新のものを使って入れるように努力する。

(協会) 急な値上がりだったので、報告があった建設物価よりも実際には上昇している。

(県) 営繕課 議題提出者

例えば、先月価格が上がったので今月すぐに価格改定をして上げるというのは、時期が近すぎて難しい。どうしてもタイムラグがある。価格は上がるのも遅いが、下がるのも遅いので、耐えてもらうしかない。

パナソニックの定価改定等の情報は業界の方にも入っているのだろうか？

(協会) 入っている。

(県) 営繕課 議題提出者

結構な値上がりで、こちらも予算がやばいと騒いでいる。適正な価格で出すようにするので、よろしく願いたい。

(協会) 単価の上昇もそうだが、いまは物流の滞りで納期が分からず、いつ資材が入るのか未定の状態。来年もこの状態が続くは分からないが、工期の変更についてはどう考えているのか？

(県) 営繕課

工期については、各メーカーから納期が遅れているという情報を収集して、それに配慮して工期設定するように心がけている。

ただ、発注当時にはそういう情報がなかったのに突然納期が遅れるということは起こっている。その都度情報をもらえたら、その情報を元に適切な対応をする。物が入らないのに大きな工事をやれとは思わないと思うので、その都度情報提供を願いたい。

(協会) 了解した。

(県) 営繕課 議題提出者

いま一番納期が遅れているのは、電気ではどの資材だろうか？

LEDのベースライトのような照明器具も納期が遅れていると聞いたがそうだろうか？

(協会) iDシリーズが入らない。他の照明器具も物によっては入らない状況。

(県) 営繕課

そういった工期までに納入が間に合わないかもしれないという情報を迅速に監督員の方に提供してもらえれば、臨機応変に対応していきたいと思う。

## 閉会の挨拶

(山本副会長)

本日は皆さん、ありがとうございました。下田課長を始め、総務部営繕課の皆さんもどうもありがとうございました。これからも変わらぬご支援・ご鞭撻をたまわりますよう宜しくお願い申し上げます。